【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第五章の三　金融商品取引清算機関等

第一節　金融商品取引清算機関

（免許）

第百五十六条の二　金融商品債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行つてはならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第五章の三　金融商品取引清算機関等

第一節　金融商品取引清算機関

（免許）

第百五十六条の二　金融商品債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行つてはならない。

（改正前）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関

（新設）

第百五十六条の二　有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営んではならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関

第百五十六条の二　有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営んではならない。

（改正前）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関

第百五十六条の二　有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第五章の三　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関

第百五十六条の二　有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

（改正前）

第五章の二　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関

第百五十六条の二　有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第五章の二　証券取引清算機関等

第一節　証券取引清算機関

第百五十六条の二　有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

（改正前）

（新設）